

様式第6号（第4条関係）

舞産産第55号  
令和元年9月13日

大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三

行政文書不存在決定通知書

令和元年8月30日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	舞鶴港パーム油発電所建設に伴う喜多地区用地使用のための日立造船（舞鶴グリーン・イニシアティブ合同会社）との協議内容の議事録およびその時に使用した資料等
不存在の理由	舞鶴港パーム油発電所建設に伴う喜多地区用地使用に関し、日立造船（舞鶴グリーン・イニシアティブ合同会社）と協議しておらず、存在しないため
担当部課等	産業振興部 産業創造・雇用対策課 電話番号 0773-66-1021 (内線 1214)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。